

○苫小牧市職員研修規程

昭和41年8月20日

訓令第14号

改正 昭和49年4月16日訓令第4号

昭和54年訓令第5号

昭和55年訓令第4号

昭和55年4月18日訓令第7号

平成元年4月15日訓令第4号

平成21年3月31日訓令第2号

平成23年3月31日訓令第2号

(目的)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条の規定に基づいて、職員の勤務能率の発揮及び増進のために行う研修について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 研修は、職員が、地方自治の本旨を体して、全体の奉仕者たる自覚に徹し、公務が、民主的かつ能率的に運営されるのに寄与するように行わなければならない。

(種類)

第2条 研修の種類は、おおむね別表のとおりとする。

(計画及び実施)

第3条 行政監理室長は、毎年3月末日までに翌年度の研修計画を立てなければならない。

2 研修の実施は、前項の計画に基づいて行うものとする。

(受講者の決定)

第4条 研修を受ける職員（以下「受講者」という。）の決定は、当該研修の受講対象の中から次に掲げる方法によつて行う。

- (1) 研修主管部課長の選考
- (2) 所属長の選考
- (3) 職務の遂行に支障がない限りにおける職員の希望

(所属長の責任)

第5条 受講者の所属長は、その職員が研修に専念できるように配慮しなければならない。

(受講者の服務)

第6条 受講者は、研修実施に際し定められる事項を守り、誠実に研修に専念しなければならない。

(人事記録)

第7条 研修のうち、相当と認める研修を終了した職員については、職員履歴書にその旨を記録するものとする。

(講師)

第8条 市長は、研修を実施するため、有識者又は職員の中から講師を委嘱し、又は指名する。

(研修の受託)

第9条 市長は、他の任命権者から当該機関の職員の研修について委託を受けたときは、この訓令の定めるところにより、当該職員の研修を行うものとする。

2 市長は、前項に規定するもののほか、他の地方公共団体及び公共的団体その他法人からこれらの団体の職員の研修について委託を受けたときは、別表に規定する研修の範囲内において、当該職員の研修を行うことができる。

(実施細目)

第10条 この訓令に定めるものを除くほか、研修の実施について、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和41年8月20日から施行する。

附 則（昭和49年4月16日）～附 則（昭和55年4月18日）略

附 則（平成元年4月15日訓令第4号改正）

この訓令は、平成元年4月15日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第2号改正）

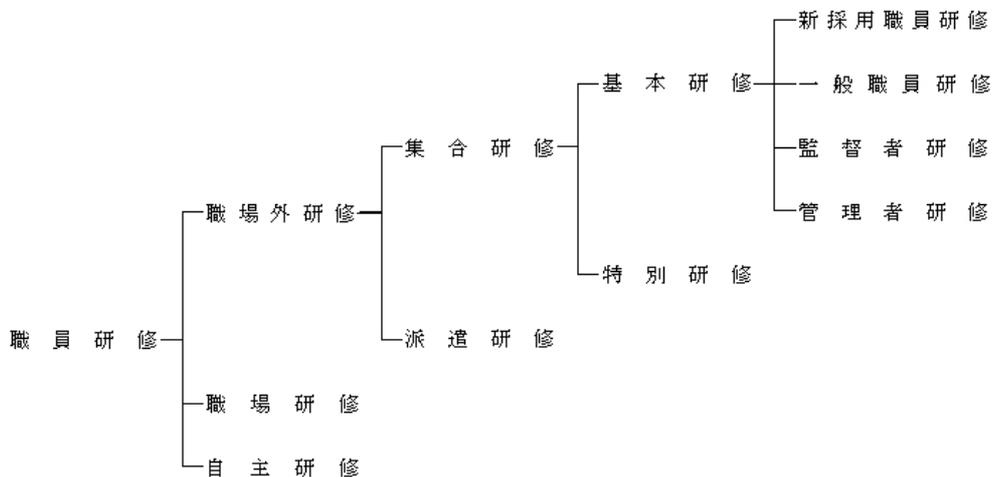
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第2号改正）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別表

(1) 職員研修体系



(2) 職員研修の種類

| 研修の種類 | | 受講対象 | 目標等 |
|-------|---------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 職場外研修 | | 全職員 | 研修主管課で企画する研修 |
| 集合研修 | 基本研修 | 全職員 | 職員としての基本的な知識、技能の向上及び態度の変容を図り、系統的に行う研修 |
| | 新採用職員研修 | 新採用職員 | 公務員としての自覚と意識を養い、業務を進めるための基礎的知識の理解を図り、仕事に対する意欲と職場への円滑な適応力を高める。 |
| | 一般職員研修 | 新採用職員研修を受講し終えてから係長職昇任前までの職員 | 経験年数に応じて段階的に研修を行い、公務員として仕事を進める上で必要な知識、技能の理解を深め、職務遂行能力の向上を図る。 |
| | 監督者研修 | 係長職在任職員 | 監督者として必要な職場管理の原理、原則を体系的に理解させるとともに、問題解決の基礎的知識技能を修得させ、部下職員に対する指導力の向上を図る。 |
| | 管理者研修 | 部長（次長）及び課長（課長補佐）職在任職員 | 管理者として必要な知識を修得させ、社会情勢の変化に対応する判断力、問題解決能力の向上を図る。 |
| | 特別研修 | 全職員 | 業務別知識の修得等、専門的研修及び時宜にかなった内容の研修 |
| 派遣研修 | | その都度指定された職員 | 国又は他の地方公共団体その他法人に委託して行う研修及び先進都市の行政視察の研修 |
| 職場研修 | | 全職員 | 各職場において所属上司が企画する研修 |
| 自主研修 | | 全職員 | 自発的に、個人あるいはグループで行う研修 |